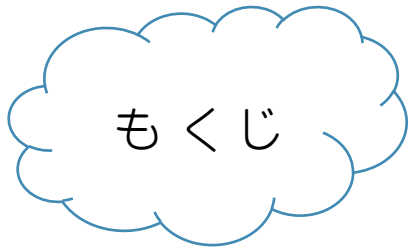




鳩山町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



鳩山町



1	パートナーシップ宣誓制度とは	P 1
2	宣誓することができる方	P 2
3	宣誓に必要な書類	P 3
4	手続の流れ	P 4
5	宣誓書受領証・受領カード	P 5
6	自治体間連携(転入・転出)	P 6
7	Q & A	P 7

1 パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人が、町長に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓する制度です。

町は提出された宣誓書を確認し、「宣誓書受領証」と「受領カード」を交付します。

この制度による法的な効果はありませんが、お二人のパートナーシップを尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現の一助となることを期待し、制定します。



🌈 性のあり方が多数派(生まれた時に割り当てられた性別に違和感がない異性愛者)と異なる人たちを「性的マイノリティ(性的少数者)」といいます。

🌈 LGBTQとは、性的マイノリティを表す総称のひとつとして使われています。


L(レズビアン)	性自認が女性で女性を好きになる人、女性同性愛者
G(ゲイ)	性自認が男性で男性を好きになる人、男性同性愛者
B(バイセクシュアル)	女性も男性も両方好きになる人、両性愛者
T(トランスジェンダー)	生まれた時に割り当てられた性別と、性自認が異なる人
Q(クエスチョニング) (クィア)	セクシュアリティを決められない、分からない、決めないなどの人 規範的ではないとされる性のあり方を包括的にあらわす言葉

2 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓を行うには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方が成年に達していること
- (2) 鳩山町民であること、又は3か月以内に転入を予定していること
- (3) 民法で規定する婚姻をすることができない続柄(近親者)でないこと
- (4) 双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと
- (5) 当事者以外とパートナーシップ関係がないこと



 パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティである2人の社会生活関係のことをいいます。

 婚姻をすることができない続柄

- 直系血族……………祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族……兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族……………子の配偶者、配偶者の父母
(養子縁組の場合は宣誓することができます。)

3 宣誓に必要な書類

- (1) パートナーシップ宣誓書(様式第1号)
- (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第2号)
(1)、(2)は当日総務課で用意します。
- (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
3か月以内に発行されたものを一人1通ずつお持ちください。
(同一世帯の場合は1通で可)
- (4) 転入予定住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)
鳩山町に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し、居住予定先のパンフレットや地図等)を提示してください。
- (5) 婚姻していないことが確認できる書類
3か月以内に発行された、戸籍抄本や独身証明書その他これに類する書類を一人1通ずつお持ちください。
外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付してください。
- (6) 本人確認書類
次のいずれかの1点及び2点を提示してください。
○1点の提示でよいもの(本人の顔写真が貼付されたもの)
個人番号カード、運転免許証、旅券、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等
○2点の提示が必要となるもの(本人の写真が貼付されていないもの)
健康保険証、年金手帳等の本人が確認できる証明書等



通称の使用について

- 通称の使用を希望する場合は、通称名で届いた郵便物や社員証など、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類をお持ちください。
- 宣誓書受領証と受領カードの表面に通称を、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

4 手続きの流れ

(1) 宣誓する日時の予約

宣誓を希望する日の7日前までに、総務課 職員・人権政策担当に電話等で予約をします。

【予約受付時間】

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで

【予約先】

電話 049-296-1214 (直通)

F A X 049-296-2594

メール h210@town.hatoyama.lg.jp

※F A X、メールは24時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌開庁日にご連絡します。



(2) パートナーシップ宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人で来庁してください。

職員立会いのもと、宣誓書に記入し、町に提出していただきます。

プライバシー保護のため、個室で対応します。

※書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。



(3) 宣誓書受領証・受領カードの交付

後日、お二人にそれぞれ宣誓書受領証と受領カードを、郵送または窓口で交付します。

5 宣誓書受領証・受領カード

(表面)

様式第5号(第8条関係)

鳩山町パートナーシップ宣誓書受領証

宣誓者 宣誓者

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

宣誓日 年 月 日

鳩山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により提出された鳩山町パートナーシップ宣誓書を受領いたしました。

年 月 日
鳩山町長 印

(裏面)

注 意 事 項

- 1 本受領証は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指すために発行するものです。
なお、この受領証は、法的な効力を有するものではありません。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、町長に届け出てください。
 - (1) 住所、氏名その他受領証の記載事項に変更があった場合
 - (2) パートナーシップが解消された場合
 - (3) 一方が死亡した場合
 - (4) 要綱第3条第2号及び第4号に規定する要件を満たさなくなった場合
 ※(2)から(4)までのいずれかに該当する場合、受領証等の返却をお願いします。

通称名を使用している場合

通称名		
戸籍上の氏名		

この受領証を提示された方へ

本町では、「すべての人が人間としていきいきと生きられ、平和と人権を尊重するまちの実現」を目指しております。
本受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した宣誓を鳩山町として証するものです。
法的な効力を有するものではありませんが、本受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性の在り方(性的指向・性自認)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

(表面)


鳩山町パートナーシップ宣誓書受領カード

【本人】 【パートナー】

様 様

鳩山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により提出された鳩山町パートナーシップ宣誓書を受領しました。

年 月 日
鳩山町長 印



(裏面)

このカードは、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを鳩山町として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のありかた(性的指向・性自認)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

戸籍上の氏名(通称名使用の場合)

【本人】 【パートナー】

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

6 自治体間連携(転入・転出)

鳩山町と連携協定を締結している自治体間において転入・転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが一部簡素化されます。

(1)本町と連携協定を締結している自治体

令和5年6月1日から

東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村

(2)協定締結自治体から鳩山町に転入するとき

転入前の自治体での返還手続きは不要です。

鳩山町でパートナーシップを宣誓していることの申告をしてください。

鳩山町の「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付します。

必要書類

①鳩山町パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第3号)

②住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(町内への転入を予定している場合には、その事実が確認できる書類)

③締結自治体で交付を受けた宣誓受領書類

(パートナーシップ宣誓受領書、受領カード等)

④本人確認書類

(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)

(3)鳩山町から協定締結自治体へ転出するとき

鳩山町から協定締結自治体へ転出する場合、鳩山町へのパートナーシップ宣誓書受領証・受領カードの返還手続きは不要です。

転出先の自治体によって継続申告の手続きが異なりますので、転出先の自治体の手順に沿って、申告等を行ってください。

7 Q & A

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務などの法律上の権利・義務が発生します。

一方、鳩山町が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱(町の内部規程)に基づき、二人のパートナーシップを町が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものでもございません。

Q2 宣誓に費用はかかりますか？

A2 宣誓自体には費用はかかりません。宣誓に必要な書類をそろえる際には、発行手数料がかかるものがあります。

Q3 宣誓書受領証及び受領カードは、即日交付されますか？

A3 必要事項の確認、宣誓書受領証や受領カードの作成に時間を要しますので、即日交付はできません。宣誓後、約一週間後に郵送または窓口での交付となります。

Q4 同居をしていないと宣誓はできませんか？

A4 鳩山町民または鳩山町に転入予定の「互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二人」であれば同居していなくても宣誓することができます。

Q5 宣誓(申告)時3ヶ月以内に町内への転入を予定している場合、宣誓(申告)後はどのような手続きが必要ですか？

A5 3ヶ月以内に鳩山町に転入し、転入後、鳩山町パートナーシップ宣誓書記載事項変更届出書(様式第6号)に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を添付し、総務課に提出してください。

Q6 宣誓は、同性カップルしかできませんか?

A6 同性カップルに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方であれば、宣誓することができます。

Q7 宣誓者同士が養子縁組をしている場合は宣誓できませんか?

A7 様々な事情により養子縁組をされていることを考慮し、養子と養親の関係にある場合でも宣誓ができます。

Q8 事実婚のカップルは宣誓できますか?

A8 事実婚については、これまでも、法律上、その存在が明文化されており、婚姻関係にあるものと同様に取り扱われる事例もあることから、事実婚のカップルについては、宣誓できません。

本制度は、性的マイノリティの方々の支援の一環として、生活上での不安や生きづらさなどを軽減するため実施するものです。

Q9 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか?

A9 結婚に類似した法的関係性を築く手続として、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続には費用が発生します。

詳しくは公証役場にお問合せください。

Q10 宣誓は、一人でもいいですか?また、郵送でもいいですか?

A10 本人確認と二人の意思確認のうえ、職員立会いの下、宣誓書に署名いただくため、お一人や郵送での宣誓はできません。

ただし、自ら記入ができないと町長が認めるときは、代筆が可能です。

Q11 通称名を使用できますか?

A11 性別違和等により日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓することができます。通称名で宣誓する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの(社員証等)の写しを宣誓日当日にお持ちください。

交付する宣誓書受領証及び受領カードには、表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

Q12 パートナーシップ宣誓書受領証や受領カードは再交付できますか?

A12 宣誓書受領証及び受領カードを紛失または毀損した場合は、再交付申請書をご提出していただき、再交付を受けることができます。

Q13 町外転出する場合、どうしたらいいですか?

A13 町外に転出した場合、鳩山町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第7号)をご提出いただき、交付した宣誓書受領証と受領カードは返却してください。

Q14 パートナーシップを解消した場合には、どうしたらいいですか?

A14 パートナーシップを解消した場合、鳩山町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第7号)をご提出いただき、交付した宣誓書受領証と受領カードは返却してください。

Q15 プライバシーは守られますか?

A15 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。
提出された書類や記載されている内容等の個人情報等について、外部に情報を提供することはありません。

鳩山町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和4年4月 発行

令和5年6月 改訂

お問い合わせ先

鳩山町役場 総務課 職員・人権政策担当

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16

TEL 049-296-1214 (直通)

FAX 049-296-2594

